

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(京都府指定 第2671600027号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービス利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2.3
4. 職員の体制及び員数	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3.4.5.6
6. 守秘義務について	6
7. 苦情の受付について	6.7
8. 事故発生時の対応について	7
9. 緊急時等における対応について	7
10. 損害賠償保険の加入について	7
11. 非常災害対策について	8
12. 個人情報の保護について	8
13. 虐待防止及び身体拘束適正化について	8
14. ハラスメントについて	8
15. 業務継続計画の策定等について	9
16. 衛生管理等について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 京都府亀岡市余部町樋又61番地1 ふれあいプラザ内
- (3) 電話番号 0771-23-6711
- (4) 代表者氏名 会長 木村 好孝
- (5) 設立年月 昭和48年 9月12日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定通所介護事業所

平成12年4月1日指定（京都府第2671600027号）

(2) 事業の目的

指定通所介護は、介護保険法に従い、ご利用者の能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営んでいただけるよう支援することを目的として、ご利用者に通所介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会 ガレリアかめおかデイサービスセンター

(4) 事業所の所在地

京都府亀岡市余部町宝久保1番地1（ガレリアかめおか内）

(5) 電話番号

TEL：0771-29-2706

FAX：0771-25-5884

(6) 当事業所の運営方針

ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者及びご家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

(7) 開設年月

平成12年4月1日

(8) 他事業の実施状況

当法人では、次の事業も併せて実施しています。

〔居宅介護支援事業〕	平成12年4月1日	京都府2671600027号
〔第1号通所事業〕	平成30年4月1日	亀岡市2671600027号
〔訪問介護事業〕	平成12年4月1日	京都府2671600027号
〔第1号訪問事業〕	平成30年4月1日	亀岡市2671600027号
〔介護予防支援事業〕	令和 3年4月1日	亀岡市2601600089号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

亀岡市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分
利用定員	1日 30名

※心身の状況やその他事情により、上記通常のサービス提供時間の利用が困難な場合はサービス提供時間を変更した利用が可能です。

4. 職員の体制及び員数

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者（介護職員兼務）	1	—	1	1名
2. 生活相談員	1	—	1	1名
3. 介護職員 （生活相談員兼務含む）	4	9	9.5	4名
4. 看護職員	0	3	1.6	1名

※職員は、指定通所介護事業及び第1号通所事業を兼務するものとします。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（40時間）で除した数です。

週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

【サービスの概要】

サービス項目	サービス内容
健康チェック	サービス利用に際して、血圧・体温・脈拍等のバイタルチェックを行い、ご利用者の健康管理に努めます。
送迎	サービス利用に際して、ご自宅と当事業所間の送迎を行います。
レクリエーション	生きがい作りの一環として、軽運動や創作活動、季節に応じた外出活動を行います。

日常生活動作	入浴、排泄、食事等、利用者の身体能力を考慮し、最大限活用していただくような介助を行います。
入浴	身体の状態にあわせて一般浴槽、機械浴槽での入浴を行います。
生活相談	専任の生活相談員を配置し、常にご利用者の心身の状況を適確に把握し自立生活を支援するために、他の職種とも連携しご利用者及びご家族に対して相談援助等を行います。
個別機能訓練	ご利用者の自立支援を促進する観点から、個別の心身の状況を重視した機能訓練（日常生活向上を目的とした訓練）を適切な体制で実施させていただきます。

【サービスの利用料金】

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じた基本利用料金から、介護保険給付額を除いた金額を介護保険負担割合証に記載されている自己負担割合によりお支払下さい。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【利用料金表】

項目	料金	内容
食事代	1食あたり 600円	ご利用者に提供する食事の材料に係る費用です。 (おやつ代含む。)
ムース食代	1食あたり 660円	ご利用者の嚥下機能等にあわせて提供する食事の材料に係る費用です。
教養娯楽費	材料費の実費	レクリエーション等で工作や小物作り等を行い、持ち帰っていただいた物にかかった材料費をご負担いただきます。
複写物の交付	1枚につき 10円	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。
その他	実費 おむつ・処置衛生用品の場合 1枚につき40円	日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものの費用をご負担いただきます。

（３）利用料金の支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日に事業所が指定する方法でお支払いください。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行、京都農業協同組合、京都銀行

(4) 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たにサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までにご担当の介護支援専門員に申し出てください。
- サービス利用の変更・追加のお申し出に対して、当事業所の都合によりサービス提供ができない場合には、ご利用者にご相談させていただきます。
- 天候等の都合（気象警報等）により、サービス提供を行うに際して、危険等の著しい支障が生じた場合は、当事業所が判断し、中止又は時間変更させていただくことがあります。
- ご利用者のご都合によりサービスを中止される場合は、次のキャンセル料金をご負担いただきます。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

【サービス利用のキャンセル料金】

利用予定日の前日までにお申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額 (自己負担相当額)

【食事代、ムース食代のキャンセル料金】

利用予定日の前日までにお申し出があった場合	無 料
利用予定日の当日の午前 9 時までにお申し出がなかった場合【食事代】	6 0 0 円
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合【ムース食代】	6 6 0 円
サービス利用中【食事代】【ムース食代】 ①利用者の都合でお食事を摂られなかった場合 ②食事前に帰宅された場合	6 0 0 円 (ムース食 6 6 0 円)

6. 守秘義務について

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者)
職名：デイサービスセンター長
- 受付時間 月曜日～土曜日
午前 9 時～午後 5 時
- 苦情受付箱を事業所館内に設置しています。

(2) 第三者委員の設置

当事業所は、契約者の満足度の向上、権利擁護を図り、事業運営の適正化を確保するため、第三者委員を設置し、苦情等の解決に向けて体制を整えています。

名 前	連 絡 先
中西 明美 小川 泉 塚本 政雄	京都府亀岡市余部町樋又 61 番地 1 ふれあいプラザ内 電話：0771-23-6711

(3) 行政機関その他苦情受付機関

亀岡市：高齢福祉課	所在地	亀岡市安町野々神 8 番地
	電話番号	0771-25-5182 (FAX:0771-24-3070)
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 6 2 0 番地
	電話番号	075-354-9090 (FAX:075-354-9055)
	受付時間	午前 9 時～午後 5 時
京都府福祉サービス 運営適正化委員会 (京都府社協内)	所在地	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 3 7 5
	電話番号	075-252-2152 (FAX:075-212-2450)
	受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

8. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、担当の居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、救急搬送等の必要な措置を講じます。

9. 緊急時等における対応について

当事業者は、福祉施設及び居宅サービス事業所であるため、医師は配置していませんので看護師による医療行為を行うことができません。

従いまして、サービス提供時に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、救急搬送等の必要な措置を講じます。

10. 損害賠償保険の加入について

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：株式会社SRM

保険名：まごころワイド

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名：業務災害補償保険

福祉事業者総合賠償責任保険

当事業者において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11. 非常災害対策について

利用者の安全に努めます。事業者は非常災害に備え、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて防災計画を作成し必要な設備を備えるとともに、防災計画に基づき、関係機関と連携をとりながら利用者及び従業者等の訓練を行います。

12. 個人情報の保護について

事業者及びサービス提供者又は職員は、サービスを提供するに当たって知り得たご契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由がない限り、契約中及び本契約が終了した後においても第三者に漏洩しません。

ただし、契約者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに介護サービス事業者との連絡調整のため、及びご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等の第三者にご契約者に関する心身等の情報を提供できることとします。

13. 虐待の防止及び身体拘束適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、身体拘束適正化のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止及び身体拘束適正化に関する担当者を管理者とします。
- (2) 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するため、身体拘束適正化を図るため定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. ハラスメントについて

ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為に、改善の見込みがない場合や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより、当事業所の通常の業務遂行に支障がでていると判断した場合には、契約を解除させて頂くことがあります。

以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除致します。

- ・暴力又は乱暴な言動（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）、無理な要求（過度な謝罪の要求等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

15. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

令和 6 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
ギャラリーかめおかデイサービスセンター

説明者職名 生活相談員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄 _____

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

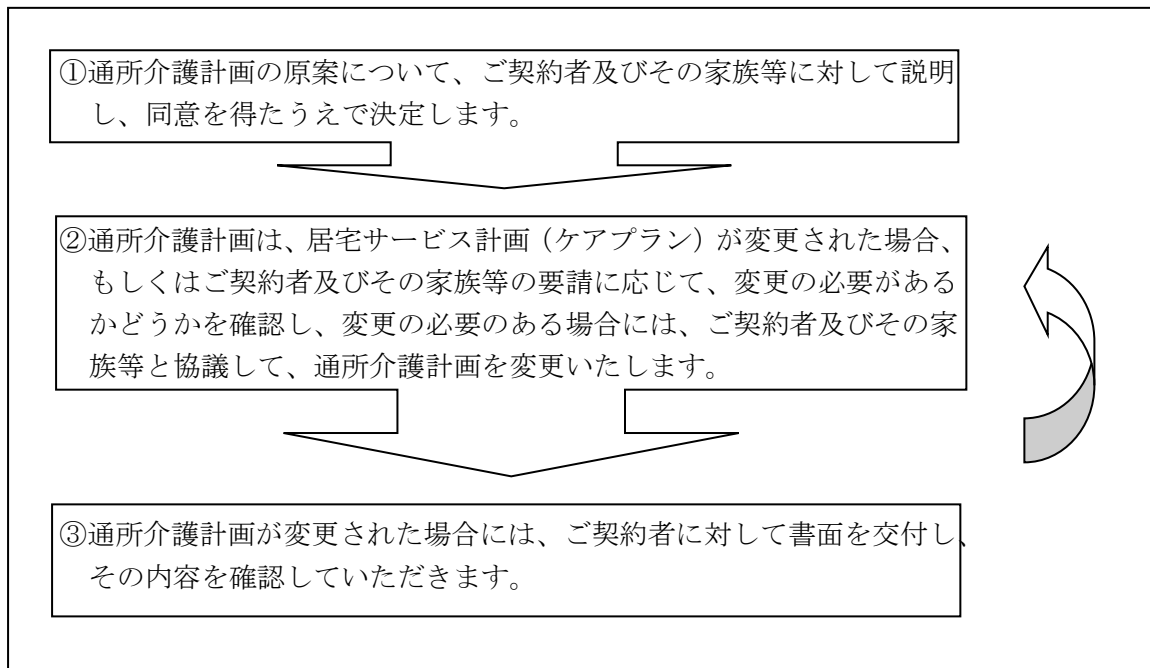
生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

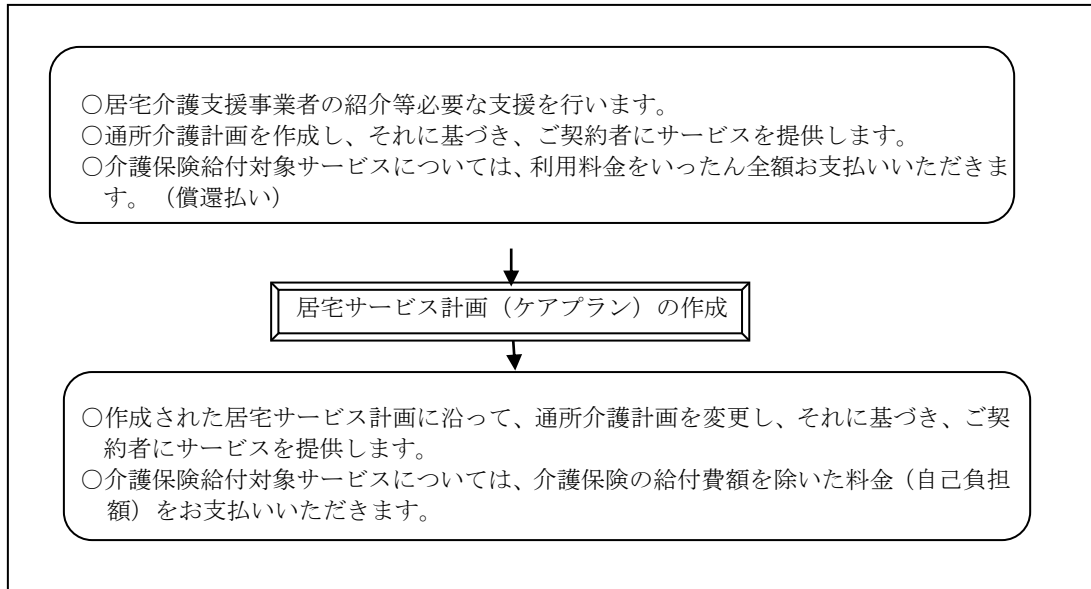
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第4条参照）

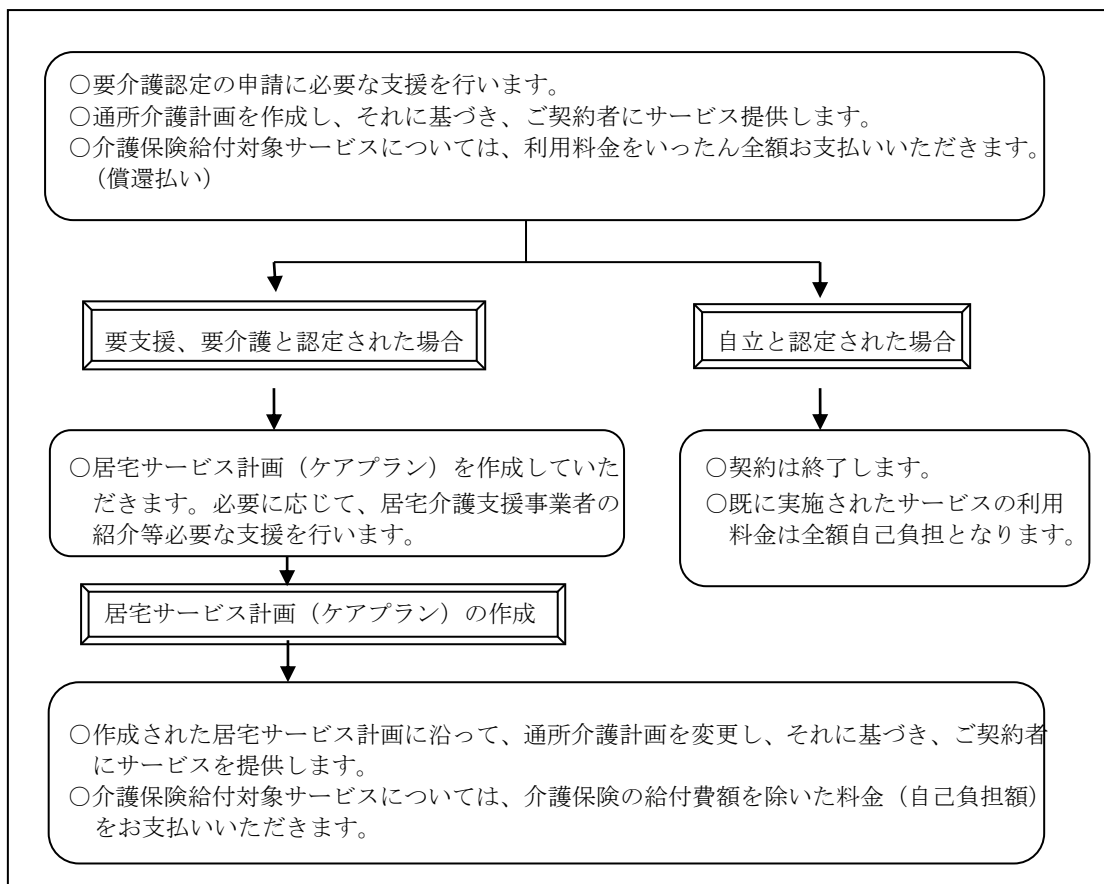


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

4. サービスの利用に関する留意事項

施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第16条、第17条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ⑤事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上(※最低3か月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者等からの要求の内容が妥当性を欠く場合や、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの(重要事項説明書に規定するハラスメント等の内容)であって、職員の就業環境が害される場合